

市川三郷町ふるさと夏まつり「神明の花火大会」出店要綱

1 主 旨

この要綱は、歴史・文化・伝統・産業を織り込んで活力のある町づくりを目的として開催する「神明の花火大会」における、出店手続き方法・基準・留意事項等を定めたものです。

2 実施日時

平成28年8月7日（日） [雨天決行、荒天の場合8日（月）、9日（火）に順延]

3 会 場

山梨県西八代郡市川三郷町高田682 市川三郷町市川大門総合グラウンド

4 主 催

市川三郷町ふるさと夏まつり実行委員会（市川三郷町市川大門1790-3）
（事務局 市川三郷町商工観光課観光係）

5 内 容

- (1) 飲食の提供
- (2) 娯楽サービスの提供
- (3) その他、花火大会にふさわしいと判断されるサービスの提供

6 出 店 物

- (1) 飲食物
- (2) 主催者が適当と認めた商品

7 出 店 者

「神明の花火大会」に出店できる者は、次の通りとする。

- (1) 花火打上げ協賛企業・団体
- (2) 市川三郷町商工会会員（市川三郷町商工会定款第9条による）
- (3) 主催者が適当と認めた団体または企業

8 使用テント規格（1テント）

- (1) 間口360cm、奥行270cm～360cm（予定）
- (2) テント付属基本備品

- ① 立机（180cm×60cm）：2台 ※白ビニールクロス装着
- ② 社名板（90cm×20cm）：1枚
- ③ 折りたたみパイプイス：2脚
- ④ 40W蛍光灯：1灯
- ⑤ コンセント（2口、容量100V1kw）：1個

※ 各テントにブレーカーを設置しますので容量100V1kw以上は使えません

※ 要望に応じて、机・イス等の追加可能。（別途料金）

9 出店料金

出店料金（1テント）：30,000円（上記①～⑤の基本備品の使用料含む）

※1 テント使用料は、大会前に主催者の指定する日までに納入してください。

※2 花火打上げ協賛団体・企業は150,000円以上の協賛で出店可能とし、出店料金は免除とします。

10 テント設置数

最大80テント

※1 原則として1出店者1テントとする。ただし、花火打上げ協賛企業・団体は制限を設けない。

※2 出店希望多数の場合については、主催者において調整する。場合によっては出店できないことをあらかじめご承知ください。

11 テントの配置

(1) テントの配置及び出店者の小間割は、主催者において決定します。

(2) 主催者が設置したテント以外のテントの持込み・設置は禁止します。

12 出店の申込み

(1) 申込書提出期間 6月8日(水)～6月22日(水)

(2) 申込書提出先 〒409-3612 山梨県西八代郡市川三郷町上野2714-2

市川三郷町ふるさと夏まつり実行委員会事務局（町商工観光課観光係内）

TEL 055-240-4157 FAX 055-240-4154

※商工会会員は商工会へ提出してください。

※郵送、FAX（送信後要確認連絡）または担当窓口へ持参のいずれかの方法でお申し込みください。

13 提出書類

出店申込みの際には、出店申込書と併せ次の該当書類を必ず提出してください。

(1) 出店者調査票（出店者全員の顔写真（免許書の写しカラーコピー）も提出）……………▶ 様式1

(2) 提供食品の概要書（保健所提出資料）……………▶ 様式2

(3) 追加備品申込書（必要がある場合のみ）……………▶ 様式3

(4) 誓約書兼承諾書……………▶ 様式4

(5) 露店等の開設に伴う調査について

(6) 可営業施設とわかる許可証のコピー（事前に仕込み作業を行う場合のみ。要綱No.15参照）

14 スケジュール

(1) 準備時間 本実行委員会の指定する時間の範囲内で行うこと（テント・電気配線設置後から）

(2) 販売時間 準備でき次第～午後9時まで（花火打上時間：午後7時15分から午後9時まで）

(3) グランド夜間照明消灯時間

一部消灯……………午後10時

全消灯……………午後10時30分

出店用電源供給終了……………午後10時30分

(4) グラウンド閉鎖施錠時間……………午後11時

※ 販売終了時間の午後9時から速やかに片付けを開始し、交通規制解除後の午後10時から運搬車等を搬入、グラウンド施錠時間の午後11時までにすべて片づけを終わらせること。

15 出店に伴う官公署への許可申請・届出

(1) 保健所

食品販売や飲食の提供などを行う場合は、「提供食品の概要書」を主催者に提出してください。主催者がまとめて保健所へ提出いたします。

※会場では簡易な調理行為のみとすること。(仕込み作業については、会場では行わないこと。)

※事前に仕込み作業を行う場所は、提供する食品を調理する能力が十分にあり、衛生的な管理が行われている食品衛生法に基づく許可営業施設であることとします。必ず許可営業施設とわかる許可証のコピーを主催者に提出してください。

(2) 税務署

酒類を販売する場合は、税務署へ酒類販売の許可申請手続きが必要になります。手続きは出店者の責任において行ってください。

※酒類の販売は、酒類販売の免許を税務署より交付された出店者に限ります。

16 法令の遵守

(1) 出店に当たっては、関係法令を必ず遵守してください。法令を守らない場合は、出店を取りやめていただくことがあります。

(適用法令) 食品衛生法、景品表示法、不正競争防止法、薬事法、酒税法など

(2) 山梨県暴力団排除条例施行に伴い、暴力団員等に対する利益の供与が禁止されておりますので様式1による出店者調査票により、暴力団員等に該当するか山梨県警本部に照会します。

17 ゴミの処理

出店に伴うゴミは、出店者において必ずお持ち帰りください。

18 駐 車 場

出店テント裏側に1台分と、希望者には、他に1出店者につき1台分を確保します。

※駐車許可書を必ず持参してください。許可書の無い車はどのような理由があっても駐車できません。

19 注意事項

- ・ 火気器具等・煙火・ガソリン等の危険物の取扱いについては、取扱いを誤ると甚大な被害が生じるおそれがあるため、取扱いには十分に注意してください。また火気器具等を取扱う際には、テント内に必ず消火器具をご持参ください。消火器の持参がなかった場合は、出店の取り止めとなります。
- ・ 食中毒等の発生防止の為、提供する食品及び器具等の衛生管理の徹底をお願いします。

20 その他

(1) 特に14のスケジュール時間は、警察から強い指導を受けていますので必ず厳守してください。

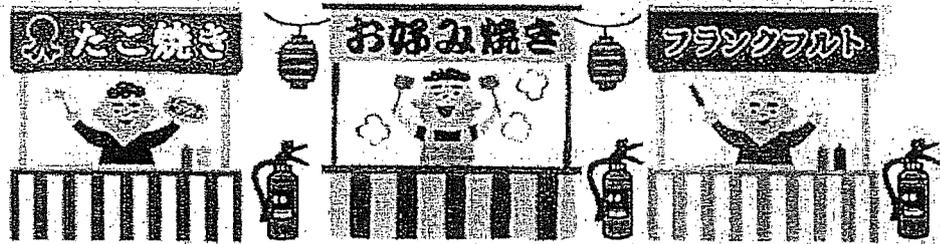
(2) 出店許可証を発行しますので、主催者が確認できるよう店先に掲示してください。

(3) 個人情報の取扱いについては、主催者が責任を持って管理します。

露店・屋台等の開設届と消火器の必要について

平成25年8月に京都府福知山市で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、
峡南消防本部火災予防条令により、火災に予防上必要な業務に関する計画の
提出及び祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際
して、露店・屋台等を開設する場合は届出と火気器具等を使用する場合は消火
器の準備が必要となります。

イベント会場で火気器具等を使用するみなさまへ



不特定多数の者が集合するイベントで火気器具を使用する場合は消火器の準備が必要になります。あわせて露店・屋台等の開設届出が必要になります。

不特定多数の者が集合するイベント

祭礼、縁日、花火大会、展示会、町（区）内・地区単位の納涼祭や夏祭りでのバザーや模擬店、公的機関主催の各種イベント。

近親者や相互に面識がある者が参加する催しなどは対象外です。

前記の者以外が参加する場合は、消火器の準備が必要になります。

火気器具等

移動式ストーブ、ガスコンロ、カセットコンロ、バーベキューコンロ、七輪、電気コンロ、IHコンロ、発電機などで移動可能なもの。



消火器

A B C消火器を1個以上設けること。



※ご不明な点がございましたら、ご連絡下さい。

峡南消防本部北部消防署 055-272-8199

露店等開設における遵守事項

露店等を開設する際には、次の事項を遵守してください。

- 1 開設場所は、消防水利（消火栓、防火水槽等）の位置から5 m以内の場所には設置しないこと。
- 2 消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置しないこと。
- 3 火気等を使う露店等には、消火器を設置し、その他の露店等には、水バケツ等の消火準備を整え、取扱方法等を徹底すること。
- 4 火災等の発生に備え、消火、通報、避難誘導等の担当者を決めておくこと。
- 5 LPガス、カセットこんろ、暖房器具などの火気器具を使用する場合は、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 6 可搬式発電機は、原則使用しないこと。やむを得ず、可搬式発電機や危険物容器を使用する場合は、消火器を設置し、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 7 玩具用煙火は、たばこ等の火で容易に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防災処理をした覆いをするように徹底すること。
- 8 露店を2日間以上にわたり開設する場合は、LPガスボンベ等の危険物は、露店終了後には持ち帰るとともに、放火防止のため整理整頓するよう徹底すること。
- 9 実施日時及び内容等届出事項を変更したときは、消防署に連絡すること。

次のうち該当する事項をチェックし、安全に実施しましょう。

自主点検表		確認欄
開設場所	開設場所については、消防水利(消火栓、防火水槽等)の位置から5m以内の場所には設置していません。	
	消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置していません。	
自主防火管理	消火器、水バケツ等の正しい取扱方法等を確認しています。	
消火準備	消火器、水バケツ等を準備しています。	
火気器具等	火気器具等は安定した不燃性の床などの上で使用しています。	
	火気器具等を使用するときは近くに可燃物を置いていません。	
液化石油ガス	LPガス用の器具を使い、ひび割れしているゴムホースは使用していません。	
	LPガスボンベは転倒しないよう設置し、火気とおおむね2m以上離れた位置もしくは不燃材料(12mm以上の石膏ボード等)で遮蔽した位置に設置しています。	
	ゴムホースの接続部には、抜け防止用のホースバンド等を使用しています。	
カセットこんろ	カセットこんろを使用する場合は、正しい取扱いをしています。	
まき、炭等	まき、炭等を使用する際には、みだりにその場を離れず、後始末を確実に実施します。	
電気器具	水が掛かる場所の電気器具は、防水性能を有しているものを使用しています。	
	電気配線には、照明器具等の荷重がかからないようにしています。	
	たこ足配線はせず、許容電流を守っています。	
可搬式発電機	可搬式発電機の正しい使用方法を確実に理解しています。	
	途中で給油しなくても良いようにしています。	
危険物容器	危険物容器を使用する場合は、消防法令に適合したものを使用し、取扱説明書に基づき、正しく使用します。	
	容器のキャップを開ける前には、必ず安全な場所で圧力を抜いて使用します。	
玩具用煙火	玩具用煙火は、たばこ等の火で容易に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防災処理をした覆いをしています。	
暖房器具	暖房器具を使用する際には、可燃物との距離を十分に保ち、使用中はその場を離れません。	
	給油は、火を消してから行います。	
放火防止対策等	露店を2日間以上にわたり開設する場合は、LPガスボンベ等の危険物は、露店終了後には持ち帰り、露店には存置しません。	
	放火されないために、整理整頓を確実に実施します。	